

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001 令和2年09月08日	令和2年（2020年）京都市産業連閣表等の作成及び活用手法の検討業務	8,888,000		8,888,000	産業観光局産業企画室	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和2年09月08日	京都市の産業構造等の分析調査業務	6,490,000		6,490,000	産業観光局産業企画室	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003 令和2年04月01日	京都中小企業扱い手確保・定着支援事業に係る業務	59,337,300		59,337,300	産業観光局産業企画室	株式会社ワンキャリア	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004 令和2年04月01日	多様な扱い手活躍プラットフォームに係る業務	24,990,130		24,990,130	産業観光局産業企画室	株式会社Compass	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005 令和2年04月01日	地域企業「扱い手交流」実践プログラムに係る業務	16,999,950		16,999,950	産業観光局産業企画室	株式会社アイシーエル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006 令和2年04月01日	地域企業インターナンシップ促進プロジェクトに係る業務	16,999,950		16,999,950	産業観光局産業企画室	株式会社アイシーエル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007 令和2年04月01日	計量事務の委託	55,678,296		55,678,296	産業観光局産業企画室	京都府	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008 令和2年04月01日	令和7年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託	27,495,765		27,495,765	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
009 令和2年04月01日	令和7年度高度情報処理システム保守業務	6,468,000		6,468,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和2年05月19日	京都市中央卸売市場第一市場施設保全業務 ただし、水産棟外気処理空調機整備業務	7,271,000		7,271,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社大興設備開発	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
011 令和2年05月31日	京都市中央卸売市場第一市場 場内プライベートLTEネットワーク構築業務委託	29,214,856		29,214,856	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012 令和2年04月01日	令和7年度新青果棟建築工事に係る附帯業務委託	153,823,704		153,823,704	産業観光局中央卸売市場第一市場	戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013 令和2年07月01日	令和7年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務	11,770,000		11,770,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014 令和2年07月01日	京都市下京区中堂寺北町10番3ほかに係る土地調査及び地図訂正並びに地積更正登記等業務	5,998,300		5,998,300	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益社団法人京都公聴会登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015 令和2年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託（その5）	12,138,500		12,138,500	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
016 令和2年04月01日	京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託	24,857,800		24,857,800	産業観光局中央卸売市場第二市場	国土警備保障株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
017 令和2年04月01日	電力の供給（中央卸売市場第二市場）	予定総額 110,910,244		110,910,244	産業観光局中央卸売市場第二市場	関西電力株式会社	政令第111条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）	物品			
018 令和2年04月01日	衛生管理業務	予定総額 5,554,756		5,554,756	産業観光局中央卸売市場第二市場	公益社団法人京都府シルバーパートナーズセンター連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
019 令和2年05月09日	ユニットクーラー清掃業務委託（中央卸売市場第二市場）	11,110,000		11,110,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020 令和2年05月22日	枝肉出荷伸縮コンベア搬送ベルト交換整備委託（中央卸売市場第二市場）	6,688,000		6,688,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021 令和2年05月22日	大動物白物検査コンベアベルト交換整備委託（中央卸売市場第二市場）	8,800,000		8,800,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022 令和2年05月22日	大動物皮剥機（ダウンプーラー）改修委託	5,610,000		5,610,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023 令和2年05月26日	大動物皮剥機（ダウンプーラー）分解整備委託	10,670,000		10,670,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
024 令和7年05月29日	せり機械設備サーバー他更新業務委託	16,830,000		16,830,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	日本電気機器株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025 令和7年06月10日	小動物模型スキンナー分解整備委託	10,780,000		10,780,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026 令和7年06月20日	大動物ランディングマシン用落下防止装置整備業務委託（中央卸売市場第二市場）	6,270,000		6,270,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027 令和7年07月01日	大動物ハラミシート足場整備業務委託	11,127,600		11,127,600	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028 令和7年07月24日	高架軌条その他清掃業務委託	18,821,000		18,821,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029 令和7年04月21日	令和7年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信及びイベント開催補助業務	6,199,809		6,199,809	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	株式会社おいかぜ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
030 令和7年04月15日	ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運営業務	8,995,000		8,995,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	株式会社成基	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031 令和7年05月20日	スタートアップ経営管理人材バンク企画・運営業務	6,162,200		6,162,200	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	株式会社W A R C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032 令和7年06月06日	京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業企画・運営業務	14,300,000		14,300,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	有限責任あずさ監査法人	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
033 令和7年04月01日	万博を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る委託業務	14,200,000		14,200,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034 令和7年05月12日	「京都スタートアップ・海外展開支援プロジェクト」企画・運営業務	55,000,000		55,000,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	Pl u g a n d P l a y J a p a n 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
035 令和7年04月01日	「ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業」に関する業務	17,000,000		17,000,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036 令和7年05月30日	ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業（「HVC KYOTO」のプログラムの充実）企画・運営業務	5,995,000		5,995,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	京都リサーチパーク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037 令和7年04月01日	「ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務	33,600,000		33,600,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038 令和7年04月01日	令和7年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務	44,155,000		44,155,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039 令和7年04月01日	新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務	20,350,000		20,350,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040 令和7年04月01日	京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務	13,234,000		13,234,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年06月11日	「京都ディープテック事業化支援プロジェクト」企画運営業務	26,868,600		26,868,600	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	株式会社リバネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
042 令和7年04月01日	「京都ディープテック事業化支援プロジェクト」全体統括業務	8,000,000		8,000,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043 令和7年04月01日	グリーンケミカル・エレクトロニクス技術創出事業に係る委託業務	7,000,000		7,000,000	産業観光局スタートアップ・産学連携推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044 令和7年04月30日	京都市企業立地意向調査等業務等	9,146,500		9,146,500	産業観光局企業誘致推進室	株式会社アソウ・ヒューマニーセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
045 令和7年05月01日	令和7年度企業立地意向調査・検討業務	9,999,000		9,999,000	産業観光局企業誘致推進室	三菱U F J リサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046 令和7年05月02日	京都のビジネス環境魅力発信業務	12,680,800		12,680,800	産業観光局企業誘致推進室	株式会社ツナグム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 变更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
047 令和7年05月07日	令和7年度進出企業コミュニティ形成促進業務	9,350,000		9,350,000	産業観光局企業誘致推進室	進出企業コミュニティ形成促進共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
048 令和7年05月14日	令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（欧州地域）	12,000,000		12,000,000	産業観光局企業誘致推進室	K r e a b L i m i t e d	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
049 令和7年05月14日	令和7年度海外企業向けWebサイト等制作業務	12,000,000		12,000,000	産業観光局企業誘致推進室	K r e a b L i m i t e d	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
050 令和7年05月30日	令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（北米地域）	10,978,000		10,978,000	産業観光局企業誘致推進室	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
051 令和7年06月30日	令和7年度MICE等を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る委託業務	9,500,000		9,500,000	産業観光局企業誘致推進室	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
052 令和7年07月28日	令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（アジア地域）	6,969,600		6,969,600	産業観光局企業誘致推進室	株式会社ゼロワンブースター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
053 令和7年08月06日	令和7年度日経ビジネス対談記事掲載業務（ビジネス拠点としての京都市の魅力PR）	10,000,000		10,000,000	産業観光局企業誘致推進室	株式会社日経B P	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
054 令和7年04月21日	令和7年度「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）」企画・運営業務	31,680,000		31,680,000	産業観光局地域企業振興室	アクセンチュア株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
055 令和7年04月25日	「商店街キャッシュレス化・DX促進モデル事業」実施業務	28,800,000		28,800,000	産業観光局地域企業振興室	合同会社K I C S	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
056 令和7年05月08日	「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画・運営委託業務	8,000,000		8,000,000	産業観光局地域企業振興室	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
057 令和7年06月09日	令和7年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務	5,907,000		5,907,000	産業観光局地域企業振興室	株式会社らくたび	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
058 令和7年04月01日	京都市勧業館コンピューターシステム・機器保守業務	8,094,130		8,094,130	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ケークーシー情報システム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
059 令和7年05月01日	京の「匠」ふれあい事業	5,000,000		5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	西陣織工業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
060 令和7年04月01日	「バーチャル京都館モデル実証事業」実施業務	10,000,000		10,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	大日本印刷株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
061 令和7年04月28日	コンテンツビジネス支援業務	12,999,635		12,999,635	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ツクリエ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
062 令和7年04月01日	伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運営業務	5,665,000		5,665,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロスティック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
063 令和7年04月01日	YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務	9,955,000		9,955,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロスティック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
064 令和7年04月01日	「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務	7,000,000		7,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社京都産業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
065 令和7年07月01日	京都市伝統産業未来構築事業新商品開発等支援プロジェクト企画運営業務	5,000,000		5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ルミネ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
066 令和7年04月01日	京都伝統産業ミュージアム等と連携した伝統産業振興事業	16,992,000		16,992,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	公益社団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067 令和7年04月01日	メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務	66,516,000		66,516,000	産業観光局観光M I C E推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
068 令和7年04月01日	ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化に関する業務	16,000,000		16,000,000	産業観光局観光M I C E推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
069 令和7年04月01日	京都観光総合調査業務委託	19,505,743		19,505,743	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円) 当初 変更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
070 令和7年4月1日	京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する業務	20,350,000		20,350,000	産業観光局観光M I C E推進室	公益社団法人京都市觀光協會	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
071 令和7年4月1日	「京都觀光振興計画2030（仮称）」策定業務	9,999,000		9,999,000	産業観光局観光M I C E推進室	公益財團法人日本交通公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
072 令和7年4月1日	「京都市内における観光バス路上滞留対策事業」に関する業務 委託について	12,000,000		12,000,000	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
073 令和7年7月1日	観光バス駐車場の満車・空車情報システムの構築及び運用保守 業務について	29,999,968		29,999,968	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
074 令和7年07月11日	「宿泊施設等と連携した京都經濟の域内循環促進事業」に関する業務	12,793,000		12,793,000	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社T C I 研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
075 令和7年08月25日	「川の京都」をテーマとした観光コンテンツの造成業務	6,894,360		6,894,360	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社J T B	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
076 令和7年09月02日	令和7年度駒札設置業務委託	33,000,000		33,000,000	産業観光局観光M I C E推進室	株式会社アクトフリー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
077 令和7年04月01日	京北農林業地域活性化促進事業	9,064,000		9,064,000	産業観光局農林振興 室	公益財團法人きょうと京北ふる さと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
078 令和7年04月01日	令和7年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務	13,124,100		13,124,100	産業観光局農林振興 室	京都市ロック獣友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
079 令和7年04月01日	令和7年度山村都市交流の森エリア維持管理業務	14,113,000		14,113,000	産業観光局農林振興 室	公益財團法人京都市森林文化協 会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
080 令和7年04月01日	令和7年度市内産木材普及促進業務（うち、京都市木材地産表 示制度の運用・供給体制の強化）	5,497,800		5,497,800	産業観光局農林振興 室	京都市城産材供給協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
081 令和7年04月23日	令和7年度京都市森林經營管理意向調査業務	15,180,000		15,180,000	産業観光局農林振興 室	公益財團法人京都市森林文化協 会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
082 令和7年04月28日	令和7年度京都市經營管理権集積計画立案業務	予定 総額 35,344,760		35,344,760	産業観光局農林振興 室	公益財團法人京都市森林文化協 会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
083 令和7年05月12日	令和7年度京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コン テンツ開発業務	5,830,000		5,830,000	産業観光局農林振興 室	株式会社ネイチャーエンターパ ライズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
084 令和7年06月09日	木の文化の発信等の企画運営に係る業務	8,498,125		8,498,125	産業観光局農林振興 室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
085 令和7年06月18日	令和7年度八丁平湿原環境保全・再生業務	7,931,000		7,931,000	産業観光局農林振興 室	公益財團法人京都市森林文化協 会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
086 令和7年08月01日	令和7年度久多市有林森林整備業務	7,663,063		7,663,063	産業観光局農林振興 室	京都市森林組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
087 令和7年09月11日	令和7年度森林經營管理制度の推進に係る森林情報整備等業務	6,600,000		6,600,000	産業観光局農林振興 室	アジア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
088 令和7年09月19日	京都市森林Jクレジット創出業務（モデル事業）及びクレジット 創出マニュアル作成業務	12,749,990		12,749,990	産業観光局農林振興 室	DeepForest Technologies 株式 会社（コンソーシアム）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
089 令和6年04月01日	新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置） に関する業務	19,664,000		19,664,000	産業観光局産業イノ ベーション推進室	公益財團法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
090 令和6年04月01日	京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業 務	13,234,000		13,234,000	産業観光局産業イノ ベーション推進室	公益財團法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
091 令和6年04月01日	京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業 務	17,000,000		17,000,000	産業観光局産業イノ ベーション推進室	公益財團法人京都高度技術研究 所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
092 令和6年08月01日	ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運営業務	9,996,800		9,996,800	産業観光局産業イノ ベーション推進室	株式会社S O U	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
093 令和6年04月01日	ライフィノベーション創出支援事業に関する業務	32,600,000		32,600,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
094 令和6年04月01日	ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に関する業務	7,000,000		7,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
095 令和6年04月01日	令和6年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務	44,155,000		44,155,000	産業観光局産業イノベーション推進室	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
096 令和6年04月23日	G Xイノベーション創出・社会実装事業運営業務委託	12,820,500		12,820,500	産業観光局産業イノベーション推進室	株式会社产学連携研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
097 令和6年04月01日	グリーンケミカル・エレクトロニクス技術創出事業に係る委託業務	7,000,000		7,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
098 令和6年04月01日	万博を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る業務委託	9,200,000		9,200,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
099 令和6年08月23日	京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業企画・運営業務に係る業務委託	13,992,000		13,992,000	産業観光局産業イノベーション推進室	デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和2年（2020年）京都市産業連関表等の作成及び活用手法の検討業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年9月8日

4 履行期間

令和7年9月8日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田2丁目5番25号

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪

6 契約金額（税込み）

8,888,000円

7 契約内容

京都市域の実情に応じた産業構造を把握し、より効果的な産業政策の立案を進める目的に
京都市産業連関表の作成等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の遂行にあたっては、経済センサス等各種統計資料を基にした生産額等の推計や、国及び
京都府の数値との整合性の確保・調整など、専門的な知識の有無や推計手法により成果物の精度に
顕著な差異が生じる。そのため、価格のみによる相手方選定になります、価格競争以外の要素を比
較し、契約の相手方を選定する必要があることから、企画提案を求める公募式プロポーザルを実施
したうえ、随意契約する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治
法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募式プロポーザルにおいて、受託候補者選定委員会による審査の結果、応募者の中で審査点が
最も高かったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市の産業構造等の分析調査業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 8 日

4 履行期間

令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 大阪

6 契約金額（税込み）

6, 490, 000 円

7 契約内容

京都市の産業の強み・弱みや構造等を把握し、今後注力すべき点を抽出することで、より効果的な産業政策の立案を進めることを目的に分析調査を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の遂行にあたっては、各種統計等のデータの取扱いやそれを基にした分析において、専門的な知識や業務経験の有無により成果物の精度に顕著な差異が生じる。そのため、価格のみによる相手方選定になじまず、価格競争以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があることから、企画提案を求める公募式プロポーザルを実施したうえ、随意契約する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募式プロポーザルにおいて、受託候補者選定委員会による審査の結果、応募者の中で審査点が最も高かったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスター16階
株式会社ワンキャリア

6 契約金額（税込み）

59,337,300円

7 契約内容

京都市わかもの就職支援センターの運営をはじめ、中小企業の魅力発信や若者と中小企業との交流促進、若者を対象としたカウンセリング相談対応等を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

企業の魅力発信や企業と学生との交流促進、就職活動に関する相談対応等に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査するプロポーザルを実施し、価格以外の要素も含めた競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

多様な扱い手活躍プラットフォームに係る業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県神戸市中央区浪花町56 起業プラザひょうご内
株式会社C o m p a s s

6 契約金額（税込み）

24,990,130円

7 契約内容

キャンパスプラザ京都に設置する「多様な扱い手就労支援コーナー」を拠点に、個別カウンセリングやオンライン就労支援サービス「キャリアジム京都」の提供、求職者向けセミナーなどの求職者支援と人材紹介サービス「京都エージェント」を活用した地域企業の採用・定着支援、企業向けセミナーなどの求人企業支援を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

個別カウンセリングやオンライン就労支援サービスの提供などの求職者支援と地域企業の採用・定着支援、企業向けセミナーなどの求人企業支援を一体的に実施するため、受託者の経験、能力が成果物に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査するプロポーザルを実施し、価格以外の要素も含めた競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階
株式会社アイシーエル

6 契約金額（税込み）

16,999,950円

7 契約内容

大企業等から中小企業やベンチャー企業への「在籍出向」や「副業・兼業」の仕組みを活用し、企業間連携の強化や担い手の交流促進等を図り、地域企業の人的課題等、経営課題の解決に向けた支援を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

地域企業間の多様な人材交流の促進を図る伴走支援に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査するプロポーザルを実施し、価格以外の要素も含めた競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

地域企業インターンシップ促進プロジェクトに係る業務

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階
株式会社アイシーエル

6 契約金額（税込み）

16,999,950円

7 契約内容

地域企業におけるインターンシップの活用促進を目的とした企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の地域企業を訪問する「地域企業訪問プログラム」、企業及び学生等に対する情報発信等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

企業向けセミナーや「地域企業訪問プログラム」の開催、情報発信等に当たっては、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、運営力や企画提案力、実行力等を審査するプロポーザルを実施し、価格以外の要素も含めた競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

運営力や企画提案力、実行力等を審査する公募型プロポーザルを実施し、審査委員会で評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

計量事務の委託

2 担当所属名

産業観光局産業企画室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府

6 契約金額（税込み）

55,678,296円

7 契約内容

計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

事務の委託先が法令で定められているため

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託について

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区御池通間之町東入高宮町206 御池ビル6F
株式会社リーフ・パブリケーションズ

6 契約金額（税込み）

27,495,765円

7 契約内容

市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

運営の委託に関しては、価格以外の要素として、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする、公募型プロポーザル方式により、業者を選定することとした。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度高度情報処理システム保守業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号
都築電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6,468,000 円

7 契約内容

各種統計データ及び公開市況の作成等を行う高度情報処理システムについての保守、点検等を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託する業務は、高度情報処理システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社に限られるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場施設保全業務 ただし、水産棟外気処理空調機整備業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和7年5月19日

4 履行期間

令和7年5月20日から令和7年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区花園扇野町37番地

株式会社大興設備開発

6 契約金額（税込み）

7,271,000円

7 契約内容

水産棟の主要な空調設備である外気処理空調機の冷水コイル破損に係る整備を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

水産棟では鮮魚等を取り扱い、安心・安全な食を供給するという卸売市場としての責務を負っているため、衛生管理上、適切な温度管理を強く求められており、棟内の温度を下げる必要が生じる6月中旬頃（昨年実績）までには、当該機器を正常に稼働できる状態に復旧しなければならなかつた。（遅延した場合、卸売市場の食品供給機能に影響を及ぼす可能性があった。）

しかしながら、交換が必要なコイルの納期、整備作業の日数及びその後の中央熱源設備全体の試運転調整期間を勘案すると、入札によって受託者を決定する時間的猶予がなかったため、水産棟の建築設備保守業務の受託者で、当該設備を熟知し、メーカーとの取引実績もあり、また見積比較で最も安価であった相手方を契約先として選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場 場内プライベートＬＴＥネットワーク構築業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和7年5月31日

4 履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号
都築電気株式会社

6 契約金額（税込み）

29,214,856円

7 契約内容

卸売業者及び仲卸業者間のデータのやり取りで使用している場内ＬＡＮ回線やネットワーク機器が経年劣化等により故障が頻発していることから、新青果棟整備工事に併せて、当該ケーブルを撤去し、卸売業者側のコンピューターシステムをクラウド環境に移行するため、インターネット回線を経由して安全にアクセスできるよう、新しいネットワークシステムを構築する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

卸売業者システムのクラウド移行と一体的に設計、開発、テスト等を行う必要があることから、卸売業者システムのベンダーであり、クラウド移行作業を行う相手方を、本業務を履行できる唯一の者として契約した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度新青果棟建築工事に係る附帯業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体

大阪市北区堂島浜一丁目 1 番 27 号 大阪堂島浜タワー 10 階

代表者 戸田建設株式会社

6 契約金額（税込み）

153,823,704 円

7 契約内容

「京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）第 1 期建築主体その他工事」において、令和 6 年度に発注した鉄骨材の現場での保管場所が不足しており、当該工事現場に搬入できないことから、搬入に至るまでの期間、当該鉄骨材の適切な保管・管理等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行にあたっては、加工状況に応じた適切な鉄骨材の保管に関するノウハウのほか、鉄骨材製作状況の把握、鉄骨材製作工場を有する企業との協議・調整、「京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）第 1 期建築主体その他工事」の進捗状況の把握等、多岐に渡る条件を満たすことが必要である。これらの条件を満たすことができるのは、当該工事の請負業者である戸田・吉村・太平特定建設工事共同企業体だけであり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、同相手方と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和 7 年 7 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 7 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

6 契約金額（税込み）

11,770,000 円

7 契約内容

本業務は、①新青果棟及び新関連棟整備を中心とした施設整備計画の進捗管理、②新青果棟に関する衛生管理基準や事業スキーム等の方向性の策定ほか品質管理水準向上に向けた取組検討、③災害時や事故発生時を見据えた業務継続計画の更新・進捗管理といった施設運用に係る検討等、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を目的としている。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定期（平成 26 年 3 月）から令和 6 年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ていることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。

よって、本件に係る契約は、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意（契約）で行うこととした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場の先進的な整備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

本市場では、これまでに基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ったが、いずれの業務も同社が受託しており、その後の基本計画推進業務についても、平成28年度以降、同社と随意契約を締結している。同社はこれらの業務を通じて、これまでに計100回を超える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果してきた。

さらに、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスターplan（平成28年3月策定）の策定補助業務についても受託しており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本業務を遂行する能力及び経験を有する唯一の団体であると認められるため、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市下京区中堂寺北町10番3ほかに係る土地調査及び地図訂正並びに地積更正等登記等業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和7年12月26日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

5,998,300円

7 契約内容

京都市下京区中堂寺北町10番3ほかに係る土地調査及び地図訂正並びに地積更正等登記等業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市中央卸売市場第一市場は、平成27年3月策定の京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、市場施設再整備を実施している。しかし、市場敷地内的一部には、未だ境界線が確定していない箇所や登記変更が未済の箇所が存在するため、本業務を委託する必要がある。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「協会」という。）は、官公署等による不動産の表示に必要な調査・測量・登記の嘱託・申請の実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。同法を根拠として設立された法人は、京都市域においては協会のみである。さらに、協会は、これまでから、京都府下の地方公共団体の登記等業務の委託先として相当の実績を有している。

また、報酬単価については、京都府下で統一して定められており、価格競争性はない（公共嘱託登記土地家屋調査士協会が標準報酬額を定めている）。

以上から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の2（1）のアに該当するものとして、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託（その5）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

12,138,500円

7 契約内容

令和6年度に発注した「京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、新青果棟（仮称）第1期建築主体その他工事」に引き続き、令和7年度に工事発注する第2期工事について、発注に必要となる図面の修正及び積算資料の作成等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新青果棟の整備工事に当たっては、卸売市場という特殊性を踏まえ、場内事業者等との継続した協議・調整が不可欠である。とりわけ、基本設計及び実施設計については、連続した契約相手でない場合、膨大な引継業務などにより余分に多大な時間が必要となり、場内事業者との調整を一からやり直す必要が生じることから、令和2年度に実施した「京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事 基本設計その他業務委託」に係る公募型プロポーザルでは、実施設計についても基本設計から連続して契約することを前提に見積書を参加事業者に提出させたうえで、その見積金額を評価項目の対象として受託事業者の選定を行っている。

また、令和6年度の第1期工事発注に伴う図面修正及び積算資料等の作成業務についても、新青果棟整備工事を熟知し、基本設計及び実施設計業務の受託者である株式会社安井建築設計事務所に委託している。以上のことから、本業務の契約相手方としては、株式会社安井建築設計事務所が最も適していると認められるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市山科区川田欠ノ上10番地 AINIビル内2階
国土警備保障株式会社

6 契約金額（税込み）

24,857,800円

7 契約内容

京都市中央卸売市場第二市場構内の管理を正常かつ良好に維持し、円滑な市場運営を実現するために必要な警備業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当市場の警備業務は、衛生管理への理解・対応などの特殊性や専門性が求められることから、本業務の委託事業者の選定においては、価格競争性に主眼を置いて金額の多寡のみで委託先を決定するよりも、施設の特性を理解し、業務の質を高めるような提案を求め、業務の遂行能力や実施体制、見積金額を総合的に評価し、委託先を決定する方が適していると考えられる。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式による業者選定を実施し、その結果最も評価が高かった事業者を選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

電力の供給（中央卸売市場第二市場）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）110,910,244円

7 契約内容

京都市中央卸売市場第二市場に電力の供給を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、どの事業者からも入札参加意思が示されず、入札成立の見込みがないため、関西電力株式会社と継続して契約する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

衛生管理業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 京都府立総合社会福祉会館6階
公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 5,554,756円

7 契約内容

京都市中央卸売市場第二市場の衛生状態を維持するために必要な衛生管理業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務を委託することにより、高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力をいかした活力ある地域社会づくりに寄与するという政策目的を達成するため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であり、高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体であるため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ユニットクーラー清掃業務委託（中央卸売市場第二市場）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月9日

4 履行期間

令和7年5月10日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区天満橋一丁目8番30号

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

6 契約金額（税込み）

11,110,000円

7 契約内容

と畜施設を衛生管理上良好な状態に維持させるためにユニットクーラーの清掃作業を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、と畜現場の稼働日を減らすことなく実施する必要があり、生産設備の保守点検業務と施工期間を綿密に調整しなければならない。

また、既存の設備等の機能を損なうことなく本業務を履行するためには、ユニットクーラーの機能を損なうことなく、清掃等を行う必要がある。

本業務を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは三菱電機ビルソリューションズ株式会社のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

枝肉出荷伸縮コンベア搬送ベルト交換整備委託（中央卸売市場第二市場）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月22日

4 履行期間

令和7年5月23日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

6,688,000円

7 契約内容

経年劣化により破損した大動物枝肉出荷コンベアベルトのベルト部分を更新する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されていると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大動物白物検査コンベアベルト交換整備委託（中央卸売市場第二市場）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月22日

4 履行期間

令和7年5月23日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

8,800,000円

7 契約内容

牛の白物（可食内臓のうち、胃や腸など）検査コンベアベルトを更新する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されていると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大動物皮剥機（ダウンプーラー）改修委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月22日

4 履行期間

令和7年5月23日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

5,610,000円

7 契約内容

牛の皮剥工程で使用する既設の皮剥機（ダウンプーラー）を改修する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大動物皮剥機（ダウンプーラー）分解整備委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月26日

4 履行期間

令和7年5月27日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

10,670,000円

7 契約内容

牛の皮剥工程で使用する既設の皮剥機（ダウンプーラー）を分解整備する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されていると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

せり機械設備サーバー他更新業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年5月29日

4 履行期間

令和7年5月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区中津6丁目6番11号

日本電気機器株式会社

6 契約金額（税込み）

16,830,000円

7 契約内容

せり機械設備サーバー等の交換作業を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本せり機械システムは、株式会社アカダ電器製作所が設計した独自のシステムであり、関連機器を制御するプログラム等は一般には公開しておらず、調達することが可能な業者については、関西エリアで日本電気機器株式会社のみであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

小動物横型スキンナー分解整備委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年6月10日

4 履行期間

令和7年6月11日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

10,780,000円

7 契約内容

豚の皮剥工程で使用する既設のスキンナーを分解整備する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されていると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大動物ランディングマシン用落下防止装置整備業務委託（中央卸売市場第二市場）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年6月20日

4 履行期間

令和7年6月21日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

6,270,000円

7 契約内容

牛のと体を吊り上げる際に使用する既設のランディングマシンを改修する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大動物ハラミシュート足場整備業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第二市場

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月2日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島5-14-22 リクルート新大阪ビル11階
花木工業株式会社

6 契約金額（税込み）

11,127,600円

7 契約内容

と畜設備の一部であるハラミシュートに足場を整備する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

第二市場に設置されると畜設備は特殊な機器であり、作業を行うことが可能な者は、製造元である花木工業株式会社に限られているため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「ソーシャル・イノベーション創出事業」に係る情報発信及びイベント開発補助等業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 21 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 21 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市右京区西院北矢掛町 46 番地の 2
株式会社おいかぜ

6 契約金額（税込み）

6,199,809 円

7 契約内容

- ・WEB サイト「私たちが紡ぐ、これからの中 1000 年。」による情報発信
- ・SILK の令和 7 年度活動に係る広報及びサポート業務
- ・1000 年先に続く持続可能な社会をつくるうとする企業と 30 歳以下の若者たちとが新たに出会い、対話・交流し、協働しながら、これから働きかた・生きかたとともに探索するプロジェクト「1000 と KYO と」の交流会企画や情報発信等
- ・認定企業交流会の企画・運営
- ・京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想の理念を広げるためのイベント等の実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

構想に基づく京都市の取組について十分に理解するとともに、イベントの企画や広報に関して、優れた能力を有していることが必要なため、プロポーザルの実施により契約の相手方を選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルの実施により、総合的に判断し、実施内容が優れていたため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月15日

4 履行期間

令和7年4月15日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町265-2 SCGビル
株式会社成基

6 契約金額（税込み）

8,995,000円

7 契約内容

著名な起業家などを招いた講演会やワークショップ等の開催、参加者同士の交流を促し、お互いに良い影響を与え合う「起業サークル」の形成を通じて、若者のアントレプレナーシップの醸成を図る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、若者のアントレプレナーシップ醸成に関する知識や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の学校、起業家との幅広いネットワークを有していることなどが求められる。したがって、本業務の委託業者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザル方式により委託業者の選定を行った。

産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、評価点が一番高く、募集要項で定められた一定点数以上であり、かつ契約の相手方として適切と判断されたため、株式会社成基を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

スタートアップ経営管理人材バンク企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年5月20日

4 履行期間

令和7年5月20日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル9F
株式会社WARC

6 契約金額（税込み）

6,162,200円

7 契約内容

市内の大学生や経営管理に关心の高い、概ね30代の社会人等を対象としたスタートアップの経営を学ぶ講座や交流会の開催を通じ、若い世代とスタートアップ等のネットワークによる「経営管理人材バンク」を形成する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、スタートアップの経営管理の役割や魅力、キャリアプラン、経理や法務、経営企画等の経験、知識を持つ実務家、専門家等とのネットワークが必要となる。したがって本業務の委託業者の選定にあたっては、それらの繋がりや知見の有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較するため、公開プロポーザルを実施し、契約の相手方を決定する必要がある。

産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、評価点が一番高く、募集要項で定められた一定点数以上であり、かつ契約の相手方として適切と判断されたため、株式会社WARCを契約の相手方と定め、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年6月6日

4 履行期間

令和7年6月6日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区津久戸町1番2号
有限責任あずさ監査法人

6 契約金額（税込み）

14,300,000円

7 契約内容

東京・京都での交流イベントの開催を通じて、首都圏の支援機関や経営人材とのネットワーク構築をすることで、人や企業とのつながりや資金等を京都へ呼び込み、大学発ベンチャー・スタートアップの経営人材確保、資金調達につなげる。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、首都圏で活躍する経営人材候補や支援機関とのつながりやスタートアップをテーマとしたイベント実施の実績、スタートアップに関する知見が必要となる。

したがって本業務の委託業者の選定にあたっては、これらの繋がりや実績、知見の有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較するため、公開プロポーザルを実施し、契約の相手方を決定する必要がある。

産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、評価点が一番高く、募集要項で定められた一定点数以上であり、かつ契約の相手方として適切と判断されたため、有限責任あずさ監査法人を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

万博を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る委託業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地 京都経済センター3階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

6 契約金額（税込み）

14,200,000円

7 契約内容

大阪・関西万博で来日するビジネス関係者及び政府関係者を対象としたTech Tour KYOTO実施に係る「情報発信」「窓口・連絡調整」「Tech Tour KYOTO当日運営」等の業務を行うこと。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、海外から多くの企業や政府関係者等の訪問が見込まれ、京都の産業面の強みや中小企業の優れたシーズの絶好のPRの機会である大阪・関西万博を契機に、市内企業の海外への販路開拓や海外企業とのビジネスマッチング、市内への企業立地・投資拡大の促進を図るため、戦略的に市内への訪問・視察を誘致する「テクニカルツアー」を実施し、海外とのビジネス交流の促進とネットワーク構築を進めるものである。

本業務の履行には、「海外への発信チャネルを有していること」、「移動手段などツアーや実施に係る手配のネットワークを有していること」、「ツアーや受入先となる企業等との調整の経験があること」の、3つの事項を満たすことが必要である。

旅行会社や海外支援機関など、3つのうち、1つ又は2つの事項を満たす事業者はあるものの、3つ全ての事項を満たすことができる京都市内の事業者は「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」のみであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都スタートアップ・海外展開支援プロジェクト」企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年5月12日

4 履行期間

令和7年5月12日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区道玄坂1丁目10-8 渋谷道玄坂東急ビル

Plug and Play Japan株式会社

6 契約金額（税込み）

55,000,000円

7 契約内容

海外展開に関心がある京都のスタートアップを選定し、海外展開の足掛かりとなる海外展示会等への出展支援や、海外での売上・販路獲得を目指した実践型の伴走支援を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業では、海外展開に関心がある京都のスタートアップを選定し、各企業の海外展開状況に応じて、海外展示会支援及び海外での売上・販路獲得を目指した実践型の伴走支援を行うため、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施したところ、6者から応募があった。当該提案内容について、受託候補者選定委員会において審査した結果、評価点が最も高く、募集要項で定められた一定点数以上であり、かつ受託候補者として適切と判断されたため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地

公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

17,000,000円

7 契約内容

- (1) WEBサイトの改修及びコミュニティの構築
- (2) キックオフイベント及びミートアップイベントの開催（2回以上）
- (3) 経営・薬事等に関するセミナーの開催（5回以上）
- (4) 専門家相談窓口の設置

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ライフサイエンス分野の有望な技術シーズを社会実装やスタートアップの創出等につなげるため、大学研究者・スタートアップ・中小企業・大企業・支援機関等が連携するコミュニティを構築し、協業や起業、資金調達や販路拡大等を促す機会を創出することで、技術シーズの事業化・社会実装の促進及び京都のライフサイエンス・エコシステム構築を図るものである。

本事業の実施に当たっては、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、技術シーズを持つ大学研究者やスタートアップ、企業、金融機関・投資家等との広いネットワークを有し、そのネットワークを活用して、技術シーズを持つ研究者等への支援を行うことが求められる。また、支援にあたり、スタートアップの創業支援に関する知識・経験はもちろん、先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術やビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持ち、これらの知見を活用しつつ、特定の業者に偏らず、公平かつ適切な支援を行う必要がある。従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」という。）は、ライフサイエンス、ＩＣＴ・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、広く科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

ASTEMは、これまでから、本市がライフサイエンス分野における産業振興の拠点としている「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」、「KYOTO発起業家育成プログラム」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

また、京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザにインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー企業の支援に関する豊富な経験や実績を有しており、これらの業務を通じて、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークを構築している。

さらに、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定する「ベンチャー企業目利き委員会」の運営や、「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営等を行うなど、創業初期から実装段階に至る企業まで、幅広いフェーズでの支援を展開している。

大学研究者・スタートアップ・中小企業・大企業・支援機関等が連携するコミュニティを構築し、ライフサイエンス分野における技術シーズの社会実装の支援を行う本事業の効率的・効果的な遂行のためには、上記のノウハウの活用や、中立的な立場での産学官ネットワークの運用が必要であり、ASTEMはこれらの条件をすべて有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることが、契約の相手方として選定したもの。

（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウ該当）

随意契約締結結果報告書

1 件名

ライフサイエンス・エコシステム構築推進事業（「HVC KYOTO」のプログラムの充実）企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年5月30日

4 履行期間

令和7年5月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパーク株式会社

6 契約金額（税込み）

5,995,000円

7 契約内容

- (1) HVC KYOTO採択者を対象としたフォローアッププログラムの実施
- (2) 新規申請者獲得に向けたビジネスプラン策定支援プログラムの実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業では、優れたビジネスプランを持つスタートアップ等の海外展開を支援するプログラム「HVC KYOTO」において、全編英語のピッチコンテスト「DemoDay」の新たな申請者の獲得や、過去採択者の更なる成長支援等に向けた取組を講じることで、ライフサイエンス分野の優れた技術を持つ研究者やスタートアップ等の発掘、及び成長支援を推進する。

本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することとした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、選定委員会による審査によって選定

随意契約締結結果報告書

1 件名

「ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

33,600,000円

7 契約内容

- (1) 京都市ライフイノベーション創出支援センターの体制整備
- (2) 産産・産学公連携コーディネーション活動の実施
- (3) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業支援業務
- (4) ライフサイエンス産業の振興に資する関連事業の企画、調査、運営等の実施。なお、実施に当たっては自社が保有する事業化支援に関するノウハウや情報の活用も考慮すること。
- (5) 「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の事業、業績等の情報発信
- (6) 京都市内大学、及び京都大学関係機関との連絡・調整及び情報収集

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を図るため、「京都市ライフイノベーション創出支援センター」を拠点に、専門のコーディネータを配置し、新たな医療機器や医薬品等の実用化や社会実装につながる研究開発への助成を下に、医学・工学・薬学分野の有望な研究成果の発掘や、地域企業と地域企業を結ぶ産産連携及び研究者と地域企業を結ぶ産学連携コーディネート活動、資金調達をはじめとした研究開発プロジェクトの海外展開も視野に入れた伴走支援等、産学公連携による支援活動を展開するもの。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有している必要がある。

従って、本事業はこれらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じる事業であり、契約の相手方の選定に当たっては、競争入札ではなく随意契約が適当。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」という。）は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術を活用した先端科学技術及び関連する科学技術の研究、開発、調査等を実施するほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の幅広い分野において産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、中小・ベンチャー・スタートアップに対する新事業創出、資金調達、販路拡大など、総合的な支援を行う産業支援機関として、科学技術の振興や地域産業の発展に寄与している。

ASTEMは、これまで「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営等に取り組み、また、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」においては、中核機関（事務局）として参画し、京都大学をはじめとする様々な大学や企業との連携の下、京都のライフサイエンス産業の振興に大きく寄与してきた。さらに、平成22年度から実施している「医工薬産学公連携支援事業（現：革新的医療技術研究開発コーディネート事業）」や平成23年度から実施している「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、本市の外郭団体として産業施策に深く関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を一層図っていく本事業の効率的・効果的な達成のためには、上記のノウハウや、これまで培われた市内の大学や企業とのネットワークの活用が不可欠であり、これらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるASTEMが契約の相手方として適当と判断したもの。（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウ該当）

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺粟田町91

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

6 契約金額（税込み）

44,155,000円

7 契約内容

- (1) 本事業に係る日常管理事務（機器貸付、収納管理、機器故障対応、物品交換対応、年間事業計画の作成、予算執行・管理等）
- (2) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（視察・見学対応、展示会出展）
- (3) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会の企画・実施）
- (4) 利用者相互の交流促進
- (5) バイオ産業分野の活性化に資する活動
- (6) 情報公開
- (7) 同事業に係る調査及び事業報告

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構から譲渡され、京都リサーチパーク地区に配置した高度研究機器を活用し、これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」及び「京都市ライフィノベーション推進戦略」における取組の成果を地域イノベーションに結び付け、地域経済の活性化を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、当該高度研究機器の利用をはじめとした、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学研究者とのネットワークを有していることが求められ、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約により相手方を選定するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、本事業に平成26年度から関わり、高度研究機器の利用促進及び普及活動や、高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等に携わるとともに、高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者の人的資源・体制等を有している。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、研究開発支援、技術の高度化、产学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」分野に関する幅広い知識及び関連企業・大学とのネットワークを有している。

以上から、本事業の実施に当たって求められる、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内の関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用した産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、同法人を契約の相手方として選定する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・产学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

20,350,000円

7 契約内容

インキュベーション・マネージャーの配置により、経営や技術開発に関する支援を行うこと、及びサポートスタッフによるインキュベーション・マネージャー、入居者等の補助事務を行うこと。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的は、スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し、専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。

本事業の実施にあたっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適當である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財團である。

同財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリ（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、同財団は知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。さらに、これらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・产学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

13,234,000円

7 契約内容

コーディネータの配置により、产学連携による研究開発の促進、产学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネータを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、产学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。

本事業の実施にあたっては、产学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適當である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)ーウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「同財団」という。）は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

同財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や、本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都ディープテック事業化支援プロジェクト」企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・产学連携推進室

3 契約締結日

令和7年6月11日

4 履行期間

令和7年6月11日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区下宮比町1-4 飯田橋御幸ビル5階
株式会社リバネス

6 契約金額（税込み）

26,868,600円

7 契約内容

(1) 実施内容

ア (公財) 京都高度技術研究所と連携した研究シーズの事業化支援

- (ア) 大学等とのネットワーク構築
- (イ) 研究シーズの発掘
- (ウ) 事業化に向けての検討
- (エ) フィードバック

イ ディープテック起業家育成プログラム

京都市・関西圏や首都圏等において起業志望者を発掘するとともに、ディープテック起業家の育成に向け、経営戦略の策定、大学の研究シーズを用いた事業プランの作成など、ディープテックに関する知見を得られる実践的なプログラムを年5回程度実施する。

ウ 研究者と起業家のマッチング

ディープテックスタートアップの起業に向け、大学等の研究者と起業志望者が個別に面談できる場を年間3回以上設定する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業では、市内大学等と連携し、有望な研究シーズの事業化支援や経営を担う人材の発掘・育成、研究者と起業志望者のマッチング等を行うことで、ディープテックスタートアップの創出につなげるとともに、スタートアップエコシステムの強化を図る。

本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方

を選定する必要がある。よって、本業務の委託候補者の選定は、公募型プロポーザルを実施し、契約の相手方を決定する必要がある。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、選定委員会による審査によって選定

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都ディープテック事業化支援プロジェクト」全体統括業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区中堂寺南町134番地

公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

8,000,000円

7 契約内容

京都地域の大学とのネットワークを構築し、医学・工学・薬学など研究開発をベースとした高度な技術であるディープテック分野における有望な研究シーズを発掘するとともに、事業目的達成に向けた伴走支援を展開することで、ディープテック分野のスタートアップエコシステムの強化を図るため、以下の業務を委託する。

(1) 大学とのネットワーク構築

(2) 研究シーズの発掘

(3) 定例会議の開催・プロジェクト全体の取りまとめ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ディープテック分野のスタートアップエコシステムの推進を図るため、有望な研究成果の情報を収集し、京都市及び京都市が認める者へ提供するものである。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを公平な立場から活用して、スタートアップの創出を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」という。）は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術を活用した先端科学技術及び関連する科学技術の研究、開発、調査等を実施するほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の幅広い分野において産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、中小・ベンチャー・スタートアップに対する新事業創出、資金調達、販路拡大など、総合的な支援を行う産業支援機関として、科学技術の振興や地域産業の発展に寄与している。

ASTEMは、これまでから「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」や「産学連携実装化プロジェクト（旧・次世代産業×大学発ベンチャー 社会課題解決のための技術開発プロジェクト）」など、研究開発に係る助成金事業を数多く手がけるとともに、本市の外郭団体として産業施策に深く関与し、豊富な経験や技能等を有している。

ディープテック分野におけるスタートアップエコシステムの振興を一層図っていく本事業は、これまで培われた市内の大学や企業とのネットワークを公平な立場から活用して、事業の遂行を行う必要性があるとともに、そのネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、ASTEMはこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業はASTEMのみが実施可能である。

（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウ該当）

随意契約締結結果報告書

1 件名

グリーンケミカル・エレクトロニクス技術創出事業に係る委託業務

2 担当所属名

産業観光局スタートアップ・産学連携推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

7,000,000円

7 契約内容

(1) 化学分野における業務

総会及び幹事会の運営、マッチングの促進、人材育成事業の実施
分科会活動の実施、外部への発信

(2) 電子部品分野における業務

市内企業のシーズ・ニーズの発掘、マッチングや販路開拓の伴走支援

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を履行するに当たっては、環境・エネルギー分野及び化学分野、電子部品分野における専門性の高い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、企業や大学等との幅広いネットワークを活用して、京都のグリーン産業の振興を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられる。

同財団は、本業務遂行に必要な全ての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市企業立地意向調査等業務等

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年4月30日

4 履行期間

令和7年4月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

福岡市中央区天神2丁目8番41号 福岡朝日会館
株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

6 契約金額（税込み）

9,146,500円

7 契約内容

市外企業の京都市内への進出に対する意向を調査するための、以下にかかる業務

- (1) 本市の企業誘致方針に基づいた調査対象企業の抽出やアンケートの実施（作成、送付、回収、集計）
- (2) 進出意向を有する企業への訪問アポイント
- (3) 企業分析等

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、京都のビジネス面での魅力や立地環境に関する豊富な知識及び理解を土台に、これまでの実績や経験に基づくノウハウ等を持って調査対象企業を抽出するとともに、企業のアポイント及び分析を行うことが求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度企業立地意向調査・検討業務

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和 7 年 5 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

6 契約金額（税込み）

9,999,000 円

7 契約内容

本市における新たな産業用地の候補地を検討するための、以下にかかる業務

(1)企業の意向調査・分析

(2)新たな産業用地の候補地抽出及び手法の検証・検討

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、これまでの実績や経験に基づくノウハウ等をもって調査対象企業を抽出するとともに、企業のニーズ及び社会情勢の分析を行うことが求められる。また、当該分析結果を活用し、産業用地候補地の抽出並びに妥当性及び課題の検証・検討を行うことになる。

本業務は、委託業者の実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、委託業者の選定に当たっては、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都のビジネス環境魅力発信業務

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年5月2日

4 履行期間

令和7年5月2日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区福大明神町128番地
株式会社ツナグム

6 契約金額（税込み）

12,680,800円

7 契約内容

本市のビジネス拠点としての魅力発信・認知度向上を図るイベントの開催や情報発信等

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、京都に関する知識及び理解に加え、イベント運営等の経験に基づくノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度進出企業コミュニティ形成促進業務

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年5月7日

4 履行期間

令和7年5月7日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区亀屋町60

進出企業コミュニティ形成促進共同企業体

6 契約金額（税込み）

9,350,000円

7 契約内容

京都市外から市内に進出した企業（以下「進出企業」という。）の京都への定着を支援することを目的とした、以下の業務

- (1)進出企業が産業支援機関や地域企業、学生等とつながる交流会の開催
- (2)進出企業の課題を解決するための個別相談会
- (3)SNSを活用した情報発信業務
- (4)SNSグループの管理・運営業務等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施においては、本市の企業立地促進の取組に関する知識及び理解に加え、交流会等イベント運営や企業のニーズに応えるための伴走支援のノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、実績やネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（欧州地域）

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年5月14日

4 履行期間

令和7年5月14日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

SE19SG, 24/25 The Shard, 32 London Bridge Street, London, United Kingdom
Kreab Limited

6 契約金額（税込み）

12,000,000円

7 契約内容

欧州地域（イギリス、フランス、ドイツ等）の企業を対象とした以下の業務

- (1)日本に進出意向のある企業の調査、リスト化
- (2)特に進出意向の強い企業と本市との面談・関係構築

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、本市及び国内外の企業誘致の取組に関する知識及び理解に加え、企業と関係構築を調整するための経験に基づくノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度海外企業向けWebサイト等制作業務

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年5月14日

4 履行期間

令和7年5月14日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

SE19SG, 24/25 The Shard, 32 London Bridge Street, London, United Kingdom
Kreab Limited

6 契約金額（税込み）

12,000,000円

7 契約内容

京都のビジネス環境の魅力を海外企業に広く発信し、京都への拠点進出に必要な情報の提供及び拠点進出の促進を目的としたWebサイト等制作業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、本市及び国内外の企業誘致の取組に関する知識及び理解に加え、広告の経験に基づくノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（北米地域）

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年5月30日

4 履行期間

令和7年5月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691 りそな京都ビル9階
株式会社パソナ パソナ・京都

6 契約金額（税込み）

10,978,000円

7 契約内容

北米地域（アメリカ、カナダ等）の企業を対象とした以下の業務

- (1)日本に進出意向のある企業の調査、リスト化
- (2)特に進出意向の強い企業と本市との面談・関係構築

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、本市及び国内外の企業誘致の取組に関する知識及び理解に加え、企業と関係構築を調整するための経験に基づくノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度MICE等を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る委託業務

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年6月30日

4 履行期間

令和7年6月30日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地京都経済センター3階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

6 契約金額（税込み）

9,500,000円

7 契約内容

- (1)MICE等で来日するビジネス関係者及び政府関係者を対象とした企業誘致PRブースの出展
- (2)京都におけるエコシステムやユニークベニュー活用をはじめとしたビジネス環境の魅力発信と
ネットワーク構築業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、海外から多くの企業・政府関係者等が京都を訪問するMICE等の開催を契機に、ビジネス機会の創出と海外企業誘致の実現可能性を高めるため、国際会議等において本市の企業誘致PRブース等の出展を行うとともに、京都におけるエコシステムやユニークベニュー活用をはじめとしたビジネス環境の魅力を発信し、海外とのビジネス交流の促進とネットワーク構築を進めるものである。

本事業の履行には、以下4点を満たすことが必要である。

- ①本市内のMICEの開催状況や今後の見通しを把握していること
- ②本市内で大規模な国際会議等でのブース出展及び運営支援の経験があること
- ③富裕層等を対象とした本市内のユニークベニュー活用に係る企画・調整を行った実績があること
- ④海外の企業・政府関係者などとのネットワークを有していること

旅行会社や海外支援機関など、上記4点のうち複数事項を満たす事業者はあるものの、全ての事項を満たすことができる事業者は当該事業者のみであるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度海外からの誘致候補企業に関する調査とネットワーク構築業務（アジア地域）

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年7月28日

4 履行期間

令和7年7月28日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区丸の内3丁目3-1
株式会社ゼロワンブースター

6 契約金額（税込み）

6,960円

7 契約内容

アジア地域（シンガポール、台湾等）の企業を対象とした以下の業務

- (1)日本に進出意向のある企業の調査、リスト化
- (2)特に進出意向の強い企業と本市との面談・関係構築

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、本市及び国内外の企業誘致の取組に関する知識及び理解に加え、企業と関係構築を調整するための経験に基づくノウハウ等が求められる。

本業務の委託業者の選定に当たっては、実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザルにより価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、随意契約とした。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度日経ビジネス対談記事掲載業務（ビジネス拠点としての京都市の魅力PR）

2 担当所属名

産業観光局企業誘致推進室

3 契約締結日

令和7年8月6日

4 履行期間

令和7年8月7日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区虎ノ門4-3-12

株式会社日経BP

6 契約金額（税込み）

10,000,000円

7 契約内容

日経ビジネスへの市長対談記事の掲載

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日経ビジネスに記事を掲載できる事業者は日経BPに限られているため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

首都圏等からの企業誘致を推進するにあたり、情報発信の主要ターゲット（本市への進出を決める決定権を持つ企業の経営者層）に向け、本市のビジネス拠点としての魅力を効果的かつ積極的に発信することが求められている。

日経ビジネスは、発行部数124,085部（2024年、日本ABC協会）と他のビジネス誌と比較して発行部数が多く、国内外の企業、自治体を含む公的機関からの広告出稿がなされている。読者層は、企業経営者層、意思決定権者層が多く、予約購読制の販売手法が取られていることから、接触率調査などの掲載後の反響測定サービスが提供されているという特徴を有しており、本市の魅力発信を行うにあたり、適した媒体であるため選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）」企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局地域企業振興室

3 契約締結日

令和7年4月21日

4 履行期間

令和7年4月21日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区赤坂1-8-1

アクセンチュア株式会社

6 契約金額（税込み）

31,680,000円

7 契約内容

本業務は、既に海外展開実績があり、海外市場の獲得・拡大により更なる成長が見込まれる中小企業に対して、海外進出計画の策定・プラッシュアップ、海外展示会への出展支援、契約締結までのフォローアップ、海外の特定地域を対象とした企業PR等について伴走支援をするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、事業目的を達成するために、海外展開支援に関して豊富な支援実績を有すること、現地ネットワークを有していること、対象地域の状況を把握していることが求められる。

したがって、本業務の委託候補者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要がある。よって、本業務の委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施した。

その結果、アクセンチュア株式会社が受託候補者となり、本業務の委託先として適切であると判断したことから本業務の受託先としてアクセンチュア株式会社を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「商店街キャッシュレス化・DX促進モデル事業」実施業務
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業振興室
- 3 契約締結日
令和7年4月25日
- 4 履行期間
令和7年4月25日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通麿屋町西入立売東町24番地 みのや四条ビル6階
合同会社KICS
- 6 契約金額（税込み）
28,800,000円
- 7 契約内容
キャッシュレス決済に関する助言指導や導入に係る伴走支援等を行うことで商店街のキャッシュレス化を促進させつつ、商店街の運営改善に寄与するキャッシュレス決済データの収集・活用など、商店街のDXの取組の支援を行うとともに、こうした商店街のキャッシュレス化・DXの取組に関するモデルとなる商店街の創出を進める。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「商店街キャッシュレス化・DX促進モデル事業」の実施に当たっては、まずは商店街にキャッシュレス化・DXの取組を促せるだけの、本市の商店街組織との深いつながりや影響力を有していることが必須となる。加えて、商店街の組織的なキャッシュレス化・DXに関する豊富な知見や実績を有しつつ、特定の事業者に偏らず、公平な立場から市域の商店街にとって最適なキャッシュレス化・DXや商店街振興を図っていくことが求められる。
したがって、本事業については、これらの実績やノウハウの有無等により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業の受託事業者の選定は、競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

合同会社KICSは、32の商店街や業種別団体、商店街の連合体である京都商店連盟等が参画し、情報化による加盟各店の業務の合理化と経営の発展を事業目的としている。

同社は、キャッシュレス決済端末の無料貸出や、スケールメリットを生かした決済手数料の低減、商店街等のDX支援等により、商店街等の支援を行ってきた実績があり、商店街自体が多数社員となっていることも含め、商店街にキャッシュレス化・DXの取組を促せる影響力を持つ団体であり、それに必要な人材とネットワークを有している。

そして、和を尊び、公平を重んじることを基本理念とする、本市も出資している合同会社として、特定の事業者に偏らず、商店街等の利益を最優先に考えた市域の商店街のキャッシュレス化・DXや商店街振興に取り組んでいる。

以上のことから、同社は、本事業の実施に当たって求められるすべての条件を満たす唯一の団体であるため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画・運営委託業務

2 担当所属名

産業観光局地域企業振興室

3 契約締結日

令和7年5月8日

4 履行期間

令和7年5月8日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301
一般社団法人リリース

6 契約金額（税込み）

8,000,000円

7 契約内容

「京都市地域企業未来力会議」や「地域企業応援会」の企画運営、それらの場で出たアイデアの実現、「京都・地域企業宣言」等の普及活動への企画・助言、広報などを行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

未来力会議の運営をはじめ、地域企業の持つ様々なアイデアの実現に向け、幅広い知見を持つコーディネーターによる相談会の実施、勉強会の開催等により、新事業創出を支援するという業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更にも対応できる体制が求められるなど、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が1者であった。迅速・的確に業務実施することが可能か、中小企業を取り巻く経営課題等について、十分理解をしているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度「京都市地域商業新展開支援事業」実施業務
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業振興室
- 3 契約締結日
令和7年6月9日
- 4 履行期間
令和7年6月9日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町333 らくたび京町家
株式会社らくたび
- 6 契約金額（税込み）
5,907,000円
- 7 契約内容
商店街等へのコーディネーターの派遣等を通じて、地域商業者等が一体となって飲食・買い物・体験等の商業コンテンツを創出・育成し、広くPRする取組を支援するほか、商店街等が若手や非会員を取り込みながら組織の再構築・活性化を目指す取組を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「京都市地域商業新展開支援事業」の遂行に当たっては、支援対象となる商店街等の現状や課題等を把握し、誘客促進やエリアのブランド化につながる商業コンテンツの育成支援や自主財源確保の手法の検討、組織活性化に資する取組の支援など、豊富な経験やノウハウといった、主に価格以外の要素での競争で相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の受託候補者を決定する「令和7年度京都市地域商業新展開支援事業実施業務に係る受託候補者選定委員会」において、企画提案内容や実施体制等について審査を行った結果、本事業者が業務の遂行が可能である者と判断されたため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市勧業館コンピューターシステム・機器保守業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3
株式会社ケーケーシー情報システム

6 契約金額（税込み）

8,094,130円

7 契約内容

京都市勧業館に設置しているコンピューターシステム及び機器設備等の保守業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該コンピューターシステム及び機器設備等の設計、設定業務を株式会社ケーケーシー情報システムが行っており、同社が独自に保有する技術とノウハウに基づき、これまで保守業務を行っている。

このため、当該システムに係る設計情報、機器設備の設定情報を持たない同社以外の者が本業務を履行することは技術的に困難であると認められるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京の「匠」ふれあい事業

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年5月1日

4 履行期間

令和7年5月15日から令和8年2月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区西堀川通元誓願寺上る堅門前町414番地
西陣織工業組合

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

市民・観光客に向けて、伝統産業製品の制作実演を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統産業に従事する職人の雇用創出及び市民や観光客等に対する伝統産業のPRを目的に、職人による制作実演を行うものであり、伝統工芸品の制作実演を実施し、より多くの市民や観光客に伝統産業をPRできる相手方は、国内外から多くの来館者があり、毎年多くの修学旅行生等の受入れを行っている西陣織会館を運営し、実演等を常時行う設備や体制が整っている同組合以外なく、同組合以外では当該事業の趣旨・目的を果たすことはできないと認められるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「バーチャル京都館モデル実証事業」実施業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 左内町営業部
大日本印刷株式会社

6 契約金額（税込み）

10,000,000円

7 契約内容

システムの保守管理、イベントの企画・実施、利用状況の分析等

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

バーチャル京都館は、大日本印刷株式会社が運営するメタバースプラットフォーム内に構築されており、バーチャル京都館の管理運営を行うことができる同社だけであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

コンテンツビジネス支援業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月28日

4 履行期間

令和7年4月28日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区神田猿楽町2丁目8番11号 VORT水道橋3 6階
株式会社ツクリエ

6 契約金額（税込み）

12,999,635円

7 契約内容

- (1) 京都のコンテンツ産業におけるコミュニティの拡大に向けた取組
- (2) 京都のコンテンツ産業におけるコミュニティ構築の推進
- (3) 情報発信
- (4) 相談支援窓口
- (5) 外部人材のメンターとの連携

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

企業や学校等と連携したセミナーや交流会の実施、クリエイターやコンテンツ企業向けの相談支援等は受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的かつ効果的に達成するため、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。

選定された株式会社ツクリエは、起業支援サービス事業と、クリエイターを支援するクリエイティブブランド創造事業を中心に関連する企業であり、東京都コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）運営等、コンテンツ企業支援のノウハウを持ち、京都市内でも異業種マッチングコーディネート、コンテンツ企業支援、映像プロデュース等、豊富な企業支援実績を有することから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断したため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区北白川瓜生山2番地116号

株式会社クロステック・マネジメント

6 契約金額（税込み）

5,665,000円

7 契約内容

伝統産業をはじめとした地場産業を広く発信するため、新たな商品やサービスの開発を通じて、業界の振興と京都ファンの増加、本市の収入の拡大につなげる事業を実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)「契約の目的により効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」に該当するため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント

6 契約金額（税込み）

9,955,000円

7 契約内容

- (1) YouTubeチャンネル「京都館会議」の運営
- (2) 京都館WEBサイトの運営
- (3) SNSの投稿・運用
- (4) 定例報告・打合せ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)「契約の目的により効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」に該当するため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
株式会社京都産業振興センター

6 契約金額（税込み）

7,000,000円

7 契約内容

業界団体等が補助金を活用した事業に取り組むに当たり、説明会及びセミナーの開催、マッチング支援、進捗管理、個別相談対応、成果報告会の実施等を通じて、伝統産業の活性化に向けより効果的な事業となるよう年間を通じた支援を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該支援事業を行うに当たっては、多種に亘る本市伝統産業に関する知見を有したうえで、伝統産業業界の需要拡大及び伝統産業の未来への継承に資する事業を現に実施しており、企画調整及びコーディネートを行う経験と実績を有することが必須である。

京都伝統産業ミュージアムを運営する株式会社京都産業振興センターは、京都の伝統産業製品74品目の常設展示、解説、情報発信及び販売（オンライン含む）をはじめとした業務のほか、職人の実演企画、及び京都市民のみならず国内外の観光客を対象とした工房訪問事業のコーディネート業務に確かな実績を有する。

また、各業種の伝統産業業界と長年にわたり密接な関係を築き、伝統産業に対する深い知識と経験を有するほか、確かなネットワークを駆使して、需要の拡大に向けた販売促進にも既に実績がある。加えて、毎年特別企画展を実施し、後継者・技術者の確保や持続可能な伝統産業の達成に資する取組（情報発信・普及啓発・ワークショップ及びセミナーの実施）を従前から進めており、他産地や異業種とのつながりも既に有する。

加えて、令和4年度から令和6年度に伝統産業未来構築事業の支援業務に実績があり、計48の採択事業の伴走支援を行い、海外展開を始めとした事業者ごとのサポートや、セミナー及び交流会を複数回実施したほか、事業を紹介するWEBサイトの構築・活用により、成果報告まで着実に業務を

遂行した。

よって、前記の条件を満たすのは、京都市内で唯一、京都の伝統産業 74 品目を取り扱う京都伝統産業ミュージアムを運営している株式会社京都産業振興センターのみであるため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市伝統産業未来構築事業新商品開発等支援プロジェクト企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区代々木2-2-2
株式会社ルミネ

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

- (1) 伝統産業製品の新商品開発・制作
- (2) 開発した新商品の販売及びP R
- (3) その他

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)「契約の目的により効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」に該当するため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都伝統産業ミュージアム等と連携した伝統産業振興事業

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1 京都市勧業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター

6 契約金額（税込み）

16,992,000円

7 契約内容

- (1) 京都伝統産業ミュージアム内の京都市の伝統産業製品全74品目を紹介する74CRAFTS WALL等における伝統産業製品及び伝統工芸品の出品コーディネート及び解説補助事業
- (2) 各種イベント等における伝統産業製品の販売機会の創出及び販売支援
- (3) 課題、ニーズ、成功事例等の把握及び伝統産業界や行政との情報共有、生産組合等による自主的な普及啓発活動や課題解決に向けた支援
- (4) その他、前各号に定める取組に付随する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験や京都伝統産業ミュージアムの運営経験を有しているほか、多くの伝統産業関連団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、特定の事業者に偏らず、公平な立場で、これまでから各業種の伝統産業業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークを既に有する唯一の団体であるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

66,516,000円

7 契約内容

台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン、上海（7箇所）の京都市海外情報拠点における、情報取集業務、情報発信業務、京都観光の事務所機能、報告業務の委託及び、政策面に関心の強い海外有力メディアを対象とし、京都市が政策として伝えたい情報の提供・報道等につなげる取組、海外メディア取材に係る支援、海外インフルエンサーの発信力を活用した情報発信、報告業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務では、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることができる、また、世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して、適切に京都での取材要望に対する処理を行うとともに、取材先との調整や許可申請等専門的な対応を行うこと、さらには、強い情報拡散が期待できるインフルエンサーを選定し、京都での取材を通して、適切な情報拡散を働きかけていくことが必要である。取材内容に対してのコンテンツ情報や画像の提供については、海外メディアのニーズを十分に踏まえた題材の選定、海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となるなど、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。

本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に偏らず、京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要である。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通しているとともに、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的かつ更に発展的な本業務の遂行が見込まれる。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化に関する業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

16,000,000円

7 契約内容

- (1) ラグジュアリー層向け商談会（3つ）へのブース出展（主催者等関係者との事前調整、会場内における京都PR事業の企画・手配、当日運営管理（事前準備、受付、進行等）、京都ブランドの向上に寄与するサービスの企画・手配、事業実施中の記録・撮影）
- (2) 海外メディアプロモーション強化（情報発信を行う海外（主に欧米豪）のメディアの選定（2媒体）、掲載枠の確保、掲載原稿の作成及び掲載写真の手配、掲載先メディアとの調整、実施報告書の作成等）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ラグジュアリー層を顧客とする旅行会社（バイヤー）と高級ホテル、観光資源等（出展社）の商談会を通じて、京都の魅力を強くアピールし、成熟した訪日旅行者である目利き層にとっても満足度の高い旅行先としての京都のブランド力を高めるとともに、まだまだ潜在需要の見込まれる欧米からのさらなる誘客を目指し、京都への旅行に関心をもつきっかけとなる訴求力の高いビジュアルや京都ならではの風景などを、世界で影響力をもつ旅行雑誌等の海外の有力メディアを通じて発信するものである。

したがって、本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に偏らず、京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要である。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。

これまで、ILTM (International Luxury Travel Market) をはじめとする、ラグジュアリー層向けの商談会に多数出展してきた実績があり、成熟した訪日旅行者である目利き層向け旅行市場に対する造詣も深い。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的に本業務の遂行が見込まれる。

さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都観光総合調査業務委託

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区備後町2丁目4番9号
株式会社エム・アールビジネス

6 契約金額（税込み）

19,505,743円

7 契約内容

- (1) 観光入込客統計調査
- (2) 観光入込客実態調査
- (3) 外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査
- (4) その他付帯業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、「京都観光振興計画2025」における進ちょく状況の把握、目標の設定並びに今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることを目的に、観光入込客統計調査、実態調査、外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

20,350,000円

7 契約内容

- (1) 基礎研修（32コマ、実地研修含む）の実施（第8期生分）
- (2) 専門研修（2科目：食文化、文化財、各15コマ）の実施（第7期生分）
- (3) 認定式及び企業面談会の実施（第7期生）
- (4) 研修受講希望者の募集及び選定（第8期生分）
- (5) 口述試験、面接等の実施
- (6) 再登録事務（第5期生）
- (7) 再登録に係る口述試験、面接等の実施
- (8) 後年度の内容検討・素案作成
- (9) 後年度実施予定の専門研修（2科目：伝統産業、伝統文化、各15コマ）の準備
- (10) 実施報告書の作成
- (11) 宇治市、大津市との連絡調整
- (12) その他、京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関する必要な業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都の伝統文化・食等の奥深い知識や様々な地域の多様な魅力、また京都の観光課題等を踏まえた観光客向けの対応などを学ぶ研修内容の検討・実施、認定を受けたガイドの活躍支援を行うなど、認定通訳ガイド制度を運営するものである。

事業実施には、外国人旅行者のニーズを把握したうえで、京都の伝統文化や伝統産業をはじめ、幅広い分野の奥深い内容を適切に研修カリキュラムに取り込む必要があり、また、育成したガイドが観光業界で活用されるために受け入れ側の施設・事業者へのきめ細かな説明・情報発信を行うこ

とが必要となる。そのため、本事業の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解と観光事業者とのネットワークに加え、海外のニーズを機微に把握するために、海外の旅行者を対象とした事業に豊富な実績を有し、旅行市場に精通するとともに、特定の事業者に偏らず、公平な立場から事業実施できる主体の選定が必要である。

従って、実績やノウハウの有無等により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当であるため、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都への外客誘致のノウハウを有するとともに、京都の観光コンテンツに対する十分な理解があり、本市と密に連携して数々の外客誘致や受け入れのための取組を行っている。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、公平な立場から京都観光の受入環境整備を行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)ーウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都観光振興計画 2030（仮称）」策定業務

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区南青山二丁目7番29号

公益財団法人日本交通公社

6 契約金額（税込み）

9,999,000円

7 契約内容

- (1) 計画策定に向けた提案
- (2) 審議会、部会及びWG（作業部会）の運営補助
- (3) パブリックコメントに係る補助事業
- (4) その他付帯業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、「京都観光振興計画 2030（仮称）」（現「京都観光・MICE振興計画 2030」（仮称））の策定に向けた提案や、計画策定を議論する審議会「京都市観光振興審議会」の運営補助等を実施するものである。

業務の受託に当たっては、高度な専門性と調査能力、具体的かつ斬新な各種の提案が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには2社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市内における観光バス路上滞留対策事業」に関する業務委託について

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広

6 契約金額（税込み）

12,000,000円

7 契約内容

(1) 観光バス路上滞留に係る巡回調査

主要幹線道路はもとより、様々なエリアで路上滞留が散見されていることから、最新の観光バスの路上滞留状況を正確に把握するとともに、現地啓発を実施するエリア選定を行うため、市内全域を対象に観光バス路上滞留発生エリアの巡回調査を実施する。

(2) 路上滞留している観光バスへの啓発活動

路上滞留している観光バスに対して、啓発要請文と周辺の観光バス駐車場情報を提供のうえ、近隣の観光バス駐車場への誘導を行う。

(3) 観光バス路上滞留対策看板の設置及び保守管理

観光バス向けの啓発看板（路上滞留が発生している道路沿いに設置）のメンテナンスや整備等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市全域における観光バスの路上滞留状況を調査のうえ、集中的な啓発活動をすべきエリアを選定し、観光シーズン等におけるバス運転手への啓発及びヒアリング調査等を行うものである。

また、観光バス路上滞留の解消につなげるためには、「委託事業者が当該事業の目的・趣旨等を十分に理解したうえでの取組の実施」、「行政側の知見のみならず、民間事業者の幅広い知見等を活用した効果的な取組の加速」が必要である。

具体的には、市内全域調査の実施に当たっては、観光動向等をはじめとする昨今の情勢等を踏まえた効率的な調査ルートの設定、また、現地啓発活動の実施に当たっては、路上滞留が生じる原因等を適切に踏まえたうえで、運転手へのヒアリングを通して、更なる背景事情等を深掘させていくことが求められ、本市の現状や施策目的等への深い理解が必要となる。

このため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式により受託候補者選定を行ったため、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

観光バス駐車場の満車・空車情報システムの構築及び運用保守業務について

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広

6 契約金額（税込み）

29,999,968円

7 契約内容

(1) 京都市内観光バス駐車場の満車・空車状況等の可視化に係るシステム構築等

京都市内観光バス駐車場の満車・空車状況の一元的なシステムを構築する。

(2) 満空システムの情報発信業務

多くの利用者確保等に向け、観光バス運転手や観光関連事業者への情報発信に加え、様々な媒体を活用して幅広く情報発信を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、観光バスの路上滞留対策の一環として、観光バス運転手の円滑な誘導はもとより、既存の駐車場の効率的な活用促進、観光バス運転手の駐車場探しによる走行減少等を目的に、市内観光バス駐車場の満車・空車情報システムを新たに構築するとともに、より多くの利用者確保に向けて情報発信等を行うものである。

委託事業者の選定に当たっては、単に価格が安価であるだけでなく、観光バスの路上滞留対策としてより効果的なシステムの構築、当該システムの情報発信、当該結果を踏まえた効果測定力等を有することが求められ、契約の相手方の能力、技術、経験に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れることから、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、公募型プロポーザル方式により受託候補者選定を行い、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年7月11日

4 履行期間

令和7年7月11日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る二丁目堅社北半町203番地
株式会社T C I 研究所

6 契約金額（税込み）

12,793,000円

7 契約内容

市内宿泊施設と、伝統産業製品等の市内の事業者とのビジネスマッチング商談会の実施ほか

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ビジネスマッチング商談会にて、効果的な商談や交流が行われ、具体的な商品販売や売上等につながるよう、受託候補者の選定にあたっては、伝統産業事業者や中小企業に対する商品開発・販路開拓支援の経験やノウハウを有する業者を確保することが必要である。

このため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式により受託候補者選定を行ったため、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルの結果、市内事業者の出展支援や商談会後のフォローアップについて的確な手法が提案されていたことから、京都ならではの質の高い宿泊観光を促進し、観光客の満足度を高め、地域の活性化や京都経済の域内循環に資する提案であると判断したため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「川の京都」をテーマとした観光コンテンツの造成業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和7年8月25日

4 履行期間

令和7年8月25日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167 AYA四条烏丸ビル2階
株式会社JTB

6 契約金額（税込み）

6,894,360円

7 契約内容

「川の京都」をテーマにしたガイドツアーの企画・運営や「川の京都カード」の印刷・配布業務に加え、府市の食材を生かしたメニュー開発および販売を実施する等、川が持つ多様な魅力を発信する観光コンテンツの造成を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

より効果的なコンテンツ造成に関するノウハウを有する事業者を選定する必要があることから、価格のみによる事業者選定になじまず、主として価格競争以外の選定による契約とすることが適当であるため、プロポーザル方式により実施した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

同業務における受託候補者選定委員会における審査を実施し、最高得点だったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度駒札設置業務

2 担当所属名

産業観光局観光M I C E 推進室

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 2 日

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社アクトフリー

6 契約金額（税込み）

33,000,000 円

7 契約内容

駒札設置業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

駒札設置にあたっては、大きく 2 つの課題がある。1 つ目は、設置先によって盤面の大きさや掲載デザインの変更、特殊な技術を用いたことによる設置後の原状復旧などを伴うことがあり、設置先に合わせた対応が必要であること。2 つ目は、日本語説明文そのものが仏教用語等を使用していることも多数あり、いかにして日本人以外にもわかりやすく伝わるように多言語化対応するかである。

本件に係る公募は、設置先の意向や状況を勘案した、駒札を設置することとし、設置後の原状復旧も十分に対応することとする。また、難解な仏教用語等に解説を用いるなど、日本人以外にもわかりやすい多言語化説明文の作成を行うことを目的とするものである。

委託事業者には、駒札の役割を十分理解し、盤面を通じて効果的に伝達するデザイン及び制作力とわかりやすい翻訳の作成、設置先の要望に応えられる様々な施工技術力を保有することが求められる。

したがって、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札による業者選定は適していない。そこで、デザイン・制作力、翻訳力、施工技術等を審査するプロポーザル方式により事業者を募集・選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　号

10 契約の相手方の選定理由

本件業務委託について、公募型プロポーザルを行った結果、1社の応募があり、企画提案書をもとに、選定委員会による書類審査を行った結果、本業務に必要な体制が整えられており、企画提案書の内容が具体的かつ実現性の高いものであったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京北農林業地域活性化促進事業

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区京北上弓削段上ノ下 2-1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社

6 契約金額（税込み）

9,064,000 円

7 契約内容

次のすべての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。

ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業

イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業

ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、農業振興を図る農地の流動化、農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援、農山村資源の活用及び都市と農山村の交流企画に関する調整業務を総合的に実施するものであり、上記事業を一括して実施することで、各事業を個別に実施するよりも、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。

そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、それにあたっては、①農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければならない。よって、競争入札に適さない契約に該当する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農地利用集積円滑化業務や農作業受託による優良農地の保全に取り組んでおり、農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を有している。また、地域の農業関連事情に精通した職員により運営されているため、新規就農を希望する者に、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができる。さらに、道の駅ウッディー京北や市民農園の運営など、都市住民との交流活動により、地域の活性化に寄与している。以上のことから、本事業を効率的に実施し、受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体である。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岩倉上蔵町 178-17

京都市ブロック猟友会

6 契約金額（税込み）

13,124,100 円

7 契約内容

京都市内全域における農林水産業被害等を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び捕獲個体の処分

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施には、京都市内全域の農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲する必要がある。そのため、委託先については、長期にわたり市内の農地及び森林等において狩猟活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要がある。加えて、有害鳥獣を捕獲し、処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び第 13 次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網、わな等の捕獲猟具の取り扱いができる、かつ、3 登録年以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通していなければ安全に有害鳥獣を捕獲することができない。

よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている団体は京都市ブロック猟友会のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度山村都市交流の森エリア維持管理業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊八幡町 250 番地

公益財団法人京都市森林文化協会

6 契約金額（税込み）

14,113,000 円

7 契約内容

路網の維持管理、センター共用部の維持管理、付帯施設の老朽化調査・修繕

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「山村都市交流の森センターエリア等の管理運営に関する協定」による維持管理であるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治

法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

「山村都市交流の森センターエリア等の管理運営に関する協定」による維持管理であるため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度市内産木材普及促進事業（うち、京都市木材地産表示制度の運用・供給体制の強化）

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月23日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区中川川登74

京都市域産材供給協会

6 契約金額（税込み）

5,497,800円

7 契約内容

表示制度の運用及び普及啓発、みやこ桜木の供給体制の強化、生産事業体と工務店等のマッチング

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、京都市木材地産表示制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）で定める京都市木材地産表示制度を適切に運用するとともに、実施要綱第2条で規定する京都市認証木材の供給体制の強化を実施する必要があるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市域産材供給協会は、実施要綱第8条に規定する推進機関であり、本市と協定を締結し、京都市木材地産表示制度を運用する唯一の団体であることから、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号並びに京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの「随意契約を行うことができる場合の基準」2-(1)-エに基づき、同団体を委託先として選定し、随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度 京都市森林経営管理意向調査業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 23 日

4 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 26 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊八幡町 250 番地

公益財団法人京都市森林文化協会

6 契約金額（税込み）

15,180,000 円

7 契約内容

森林所有者に対し、森林経営管理法に基づく森林の経営管理に関する意向調査を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、意向調査の対象箇所や所有者を特定するため、森林情報の処理や地理情報システムの扱いに精通しているとともに、意向調査票の回収率を100%に近づけるための創意工夫が求められるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

契約の相手方の選定に当たっては、上記 8 の理由により、価格以外の要素によって、履行内容の差が顕著に生じると考えられることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。その結果、森林技術の有資格者を雇用し、類似業務の経験を有するとともに、他の林業関係団体との連携や問合せ対応の体制等、具体的で実現性が高く、回収率を高める提案を行った上記 5 を本業務の実施し得る能力があると判断して契約の相手方とし、随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度 京都市経営管理権集積計画立案業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 28 日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊八幡町 250 番地

公益財団法人京都市森林文化協会

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 35, 344, 760 円

7 契約内容

森林経営管理制度における森林経営管理権集積計画の立案を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を円滑に遂行するためには、森林・林業に関する知識や林業の現場経験を有し、地域の状況に合わせた、造林から伐採に至る長期間の計画の作成できる高度な専門知識や能力が必要とされる。そのため、本業務を円滑に遂行するためには、次の条件をすべて満たす者が求められる。

(1) 森林総合監理士など本市が求める有資格者がいる者。

(2) 法について熟知しているとともに、府下で法に基づく措置を市町村の委託を受け実践した経験がある者。

(3) 対象地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる事業体及び施業方法等の地域性に精通している者。

一つ一つの条件を満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者は公益財団法人京都市森林文化協会のみであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和7年5月12日

4 履行期間

令和7年5月12日から令和8年2月27日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市西区新町2-2-2

株式会社ネイチャーエンタープライズ

6 契約金額（税込み）

5,830,000円

7 契約内容

地域資源を活かした地域の魅力の磨き上げ（ワークショップの開催支援）、京都一周トレイルの新ルート案の取りまとめ、体験コンテンツ案の造成・モニターツアーの実施及び検証、情報発信の取組

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、山村都市交流の森を中心とする北部山間地域の新たな価値の創造に向けて、京都一周トレイルにおける新ルートの設定や、国内外から森林文化や自然環境に魅力を感じる方々をターゲットにした特別感のある体験コンテンツの検討を行うとともに、地域の魅力を広く情報発信することで、森林・山村文化や自然環境等の地域資源を活かした関係人口・交流人口の増加につなげていくことを目的としている。

業務の実施にあたっては、受託者実施能力が上記目的の達成に大きく影響するものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の（4）に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施し、「京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ開発業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
木の文化の発信等の企画運営に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室
- 3 契約締結日
令和7年6月9日
- 4 履行期間
令和7年6月9日から令和7年12月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額（税込み）
8,498,125円
- 7 契約内容
木の文化発信事業の企画運営、木の文化の普及啓発、事業成果の検証
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、令和7年4月から開催される大阪・関西万博にあわせ、木の文化の魅力を発信することにより、木を身近に取り入れた日本のライフスタイルへの関心、山間地へのインバウンド誘客、北山丸太・木製品の購買に繋げるとともに、市内産木材をはじめとした木材に触れ、森林資源の循環利用や木材利用の意義に対する関心及び理解を深める機会を提供することを目的とするものである。インバウンド向けの木の文化の発信及び市民向けの普及啓発においては、受託者実施能力が上記目的の達成に大きく影響するものであり、価格以外の要素を重視して選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約の相手方の選定に当たっては、上記8の理由により、価格以外の要素によって、履行内容の差が顕著に生じると考えられることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。その結果、企画提案書の内容が具体的かつ実現可能であり、適正な成果が期待できる事業者であると判断して契約の相手方とし、随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度八丁平湿原環境保全・再生業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 6 月 18 日

4 履行期間

令和 7 年 6 月 19 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区花脊八幡町 250 番地

公益財団法人京都市森林文化協会

6 契約金額（税込み）

7,931,000 円

7 契約内容

湿原植生のモニタリング調査、防鹿柵の現況及び森林植生回復状況調査、防鹿柵の設置案の検討及び設置、その他の保全対策・価値発信

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

八丁平における湿原及び森林植生は、2000 年代前半以降、チマキザサの開花後の枯死、シカによる食害及びナラ枯れ等の被害により、急激に変化していることから、本市では、平成 27 年度まで継続的なモニタリング調査による植生の変化・遷移の把握と、防鹿柵の設置・管理により、当該地の湿原環境の保全・再生を行ってきた。

本業務は、前回の調査から約 10 年が経過したことを受け、植生調査を行い、現状の湿原環境を把握するとともに必要な対策（防鹿柵の設置等）を講じることで、当該地の持続的な湿原環境の保全・再生と、来訪者への貴重な自然環境の価値の発信を図ることを目的としている。

業務の実施にあたっては、受託者実施能力が上記目的の達成に大きく影響するものであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 の（4）に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

委託先の選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施し、「八丁平湿原環境保全・再生業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、公益財団法人京都市森林文化協会を本業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度久多市有林森林整備業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 8 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 8 月 2 日から令和 8 年 1 月 16 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区上賀茂二軒家町 9 番地
京都市森林組合

6 契約金額（税込み）

7, 663, 063 円

7 契約内容

- (1) 森林経営計画（案）の作成
- (2) 測量
- (3) 間伐
- (4) 路網環境整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、受託者実施能力が契約内容の達成に大きく影響するものであるため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、「久多市有林森林整備業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、上記の契約相手方を本業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度森林経営管理制度の推進に係る森林情報整備等業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和 7 年 9 月 11 日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和 7 年 12 月 25 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町 552 番地 明治安田生命京都ビル 7F
アジア航測株式会社

6 契約金額（税込み）

6,600,000 円

7 契約内容

森林 G I S システムの施業履歴等のデータ更新

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市が使用している森林情報管理システムは、アジア航測株式会社が独自に開発した G I S 「ALANDIS NEO FOREST」をベースに整備したものであり、本システムに解析した森林情報等を整備し、業務で活用している。

本システムは同社が特許を有するプログラムにより運用されていることから、解析した情報をシステムに沿ったデータに加工・整備することを可能とし、本件業務を遂行できるのは本システムを独自開発した同社のみであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市森林Jクレジット創出業務（モデル事業）及びクレジット創出マニュアル作成業務

2 担当所属名

産業観光局農林振興室

3 契約締結日

令和7年9月19日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地 四条ＳＥＴビル6階
Deep Forest Technologies株式会社（コンソーシアム）

6 契約金額（税込み）

12,749,990円

7 契約内容

モデル事業として森林Jクレジットの創出や取引に関する書類の作成・データ整理を行う。加えて、森林Jクレジットの創出に取り組む事業者向けの「森林Jクレジット創出マニュアル」を整備し、今後の普及に向けた基礎資料を得る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、各種申請や検証に必要となるデータ解析のほか、本市及び森林所有者、森林管理者との調整、報告・相談会を実施し、森林Jクレジット創出への理解度向上を図るなど、価格以外の要素を重視の上で選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

契約の相手方の選定に当たっては、上記8の理由により、価格以外の要素によって、履行内容の差が顕著に生じると考えられることから、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。その結果、業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制が構築されているとともに、本市の課題を踏まえた効果的な提案を行った上記5を本業務の実施し得る能力があると判断して契約の相手方とし、随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

19,664,000円

7 契約内容

インキュベーション・マネージャーの配置により、経営や技術開発に関する支援を行うこと、及びサポートスタッフによるインキュベーション・マネージャー、入居者等の補助事務を行うこと。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的は、スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し、専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。

本事業の実施にあたっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適當である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財團である。

同財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリ（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、同財団は知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。さらに、これらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

13,234,000円

7 契約内容

コーディネーターの配置により、産学連携による研究開発の促進、产学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。

本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適當である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)ーウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「同財団」という。）は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

同財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や、本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託する。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

17,000,000円

7 契約内容

市内中小企業等の社内DXに必要な実践的な能力を養う講座や、地域ベンダー企業とのマッチングイベント及び各種相談への対応等を実施し、地域企業のデジタル化・DXを推進する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、企業の経営支援に関する知識・経験、デジタル技術に関する知識を併せ持つとともに、企業経営の専門家や情報系大学研究者、中小企業のデジタル化を推進しているベンダー企業などとの幅広いネットワークを有していることが求められる。

したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要がある。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、公益財団法人京都高度技術研究所を本業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運営業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年8月1日

4 履行期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区相国寺643-6 風良都館3F
株式会社SOU

6 契約金額（税込み）

9,996,800円

7 契約内容

著名な起業家などを招いた講演会やワークショップ等の開催、参加者同士の交流を促し、お互いに良い影響を与え合う「起業サークル」の形成、様々なアントレプレナーシップ教育事業につながるようなプラットフォームとなる起業家教育のコンテンツを開発及び展開し、若者のアントレプレナーシップの醸成を図る。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、若者のアントレプレナーシップ醸成に関する知識や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の学校、起業家との幅広いネットワークを有していることなどが求められる。したがって、本業務の委託業者の選定にあたっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザル方式により委託業者の選定を行った。

産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、評価点が一番高く、募集要項で定められた一定点数以上であり、かつ契約の相手方として適切と判断されたため、株式会社SOUを契約の相手方と定め、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ライフイノベーション創出支援事業に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

32,600,000円

7 契約内容

- (1) 京都市ライフイノベーション創出支援センターの体制整備
- (2) 産産・产学公連携コーディネーション活動の実施
- (3) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業支援業務
- (4) ライフサイエンス産業の振興に資する関連事業の企画、調査、運営等の実施。なお、実施に当たっては自社が保有する事業化支援に関するノウハウや情報の活用も考慮すること。
- (5) 「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の事業、業績等の情報発信
- (6) 京都市内大学、及び京都大学関係機関との連絡・調整及び情報収集

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を図るため、「京都市ライフイノベーション創出支援センター」を拠点に、専門のコーディネータを配置し、医学・工学・薬学分野の有望な研究成果の発掘や、地域企業と地域企業を結ぶ産産連携及び研究者と地域企業を結ぶ产学連携コーディネート活動、資金調達をはじめとした研究開発プロジェクトの海外展開も視野に入れた伴走支援等を実施し、产学公連携による支援活動を展開するものである。

また、市内の大学研究者及び中小企業者を対象に、新たな医療機器や医薬品等の実用化や社会実装につながる研究開発に助成を行う「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」について、支援業務を実施する。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図ってい

くことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第　　号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第　　号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」という。）は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術を活用した先端科学技術及び関連する科学技術の研究、開発、調査等を実施するほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の幅広い分野において産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、中小・ベンチャー・スタートアップに対する新事業創出、資金調達、販路拡大など、総合的な支援を行う産業支援機関として、科学技術の振興や地域産業の発展に寄与している。

ASTEMは、これまで「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営等に取り組み、また、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」においては、中核機関（事務局）として参画し、京都大学をはじめとする様々な大学や企業との連携の下、京都のライフサイエンス産業の振興に大きく寄与してきた。さらに、平成22年度から実施している「医工薬産学公連携支援事業（現：革新的医療技術研究開発コーディネート事業）」や平成23年度から実施している「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、本市の外郭団体として産業施策に深く関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を一層図っていく本事業は、これまで培われた市内の大学や企業とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要性があるとともに、そのネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、ASTEMはこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業はASTEMのみが実施可能である。（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン　2(1)ウ該当）

随意契約締結結果報告書

1 件名

ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

7,000,000円

7 契約内容

(1) 起業希望者の発掘、起業希望者等に対するビジネスモデル構築支援

- ア 起業希望者の募集及び選定に向けた事務
- イ ライフサイエンス分野の起業経験者等による助言・相談の手配
- ウ 弁護士、弁理士等との個別相談の手配
- エ 資金計画に関する個別相談の手配
- オ 経営・薬事等に関するセミナーの開催
- カ インキュベーション施設等の紹介

(2) その他

- ア 関係機関との連絡調整、情報収集
- イ 実施事業及び支援情報等のインターネット公開 など

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

事業は、ライフサイエンス分野における経営人材を育成するため、起業意欲を持つ若者等を対象に、ビジネスモデル構築や経営計画策定などの実践的な支援を行い、大学等の技術シーズの事業化促進を図るものである。

本事業の実施に当たっては、ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験、先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術やビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、技術シーズを持つ大学研究者、市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し、そのネットワークを活用して支援を行うことが求められる。

従って、本事業を履行するに当たっては、委託事業者はこれらの実績やノウハウをすべて有する者に限定されると考えられることから、委託事業者の選定においては、その性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「ASTEM」という。）は、ライフサイエンス、ＩＣＴ・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

ASTEMは、これまでから、本市がライフサイエンス分野における産業振興の拠点としている「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

また、京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザにインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー企業の支援に関する豊富な経験や実績を有しております、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。

さらに、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定する「ベンチャー企業目利き委員会」の運営や、「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営等を行うなど、創業初期から実装段階に至る企業まで、幅広いフェーズでの支援を展開している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として事業の遂行を行う必要性があるとともに、ネットワークを活用することによって効果的かつ効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、ASTEMはこれらの条件をすべて有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、本事業はASTEMのみが実施可能である。

（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ該当）

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺粟田町91

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

6 契約金額（税込み）

44,155,000円

7 契約内容

- (1) 本事業に係る日常管理事務（機器貸付、収納管理、機器故障対応、物品交換対応、年間事業計画の作成、予算執行・管理等）
- (2) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（視察・見学対応、展示会出展）
- (3) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会の企画・実施）
- (4) 利用者相互の交流促進
- (5) バイオ産業分野の活性化に資する活動
- (6) 情報公開
- (7) 同事業に係る調査及び事業報告

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構から譲渡され、京都リサーチパーク地区に配置した高度研究機器を活用し、これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」及び「京都市ライフィイノベーション推進戦略」における取組の成果を地域イノベーションに結び付け、地域経済の活性化を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、本事業に平成26年度から関わり、高度研究機器の利用促進及び普及活動や、高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等に携わるとともに、高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者の人的資源・体制等を有している。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、研究開発支援、技術の高度化、产学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」分野に関する幅広い知識及び関連企業・大学とのネットワークを有している。

以上から、本事業の実施に当たって求められる、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内の関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用した産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、同法人を委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
GXイノベーション創出・社会実装事業運営業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月23日
- 4 履行期間
令和6年4月24日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区吉田上阿達町17番地 地域経済牽引拠点3階
株式会社産学連携研究所
- 6 契約金額（税込み）
12,820,500円
- 7 契約内容
GX（グリーントランسفォーメーション）を本市の産業振興・経済成長につなげていくため、GXに資する技術シーズを有する大学研究者やスタートアップ等を発掘し、事業化・プロジェクト化につながるハンズオン支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、カーボンニュートラルやGXに関する知識を併せ持つとともに、市内大学の産学連携関係の部署やスタートアップの支援機関等との幅広いネットワークや、技術シーズをプロジェクト化につなげるハンズオン支援のノウハウの有無により、履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、プロポーザル方式により委託業者の選定を行った。
その結果、株式会社産学連携研究所が受託候補者となり、本業務の委託先として適切であると判断したことから、本業務の委託先として株式会社産学連携研究所を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

グリーンケミカル・エレクトロニクス技術創出事業に係る委託業務

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人 京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

7,000,000円

7 契約内容

(1) 化学分野における業務

総会及び幹事会の運営、マッチングの促進、人材育成事業の実施
分科会活動の実施、外部への発信

(2) 電子部品分野における業務

市内企業のシーズ・ニーズの発掘、マッチングや販路開拓の伴走支援

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を履行するに当たっては、環境・エネルギー分野及び化学分野、電子部品分野における専門性の高い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、企業や大学等との幅広いネットワークを活用して、京都のグリーン産業の振興を図っていくことが求められる。

したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられる。

同財団は、本業務遂行に必要な全ての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

万博を契機とした海外ビジネス交流促進・ネットワーク構築事業に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地 京都経済センター3階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

6 契約金額（税込み）

9,200,000円

7 契約内容

令和7年度の大坂・関西万博で来日するビジネス関係者及び政府関係者などを対象としたテクニカルツアーア実施に向け、「海外発信」及び「窓口・連絡調整業務」、「ファムトリップの実施」に係る業務を行う。発信等を行う中で、令和6年度中のツアーヒ望がった場合も対応する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行には、「海外への発信チャネルを有していること」、「移動手段などツアーアの実施に係る手配のネットワークを有していること」、「ツアーアの受入先となる企業等との調整の経験があること」の、3つの事項を満たすことが必要である。

旅行会社や海外支援機関など、3つのうち、1つ又は2つの事項を満たす事業者はあるものの、3つ全ての事項を満たすことができる京都市内の事業者は「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」のみであることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都スタートアップ起業・経営人材誘致・発掘事業企画・運営業務に係る業務委託

2 担当所属名

産業観光局産業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和6年8月23日

4 履行期間

令和6年8月23日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社

6 契約金額（税込み）

13,992,000円

7 契約内容

京都の現状においては、技術系の人材は多いものの、社会に有望な研究を事業化・経営を行う経営人材候補が少ないことが課題となっている。また、資金調達の総額は東京の約20分の1となっており、調達環境の整備が課題となっている。そのため、これらの環境が充実している首都圏のベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）や金融機関、支援機関等と、京都のVCや大学、支援機関等との、ネットワーク構築を通して、人や企業とのつながり・資金力等の資源を京都へ呼び込み、経営人材・資金の調達につなげる必要がある。この目的のため以下の企画・運営を委託する。

- ・東京における招待制ネットワーキングイベントの開催
- ・京都における招待制ネットワーキングイベントの開催
- ・関係者による会員サロンの形成
- ・京都の大学における研究シーズ発掘・起業セミナーの開催

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、イベントやサロンへ参加頂くVC、金融機関、支援機関との既存の繋がりや、スタートアップを対象としたイベントの実施実績、スタートアップ業界に関する深い知見などが必須となる。

したがって、本業務の委託業者の選定にあたっては、これらの繋がりや実績、知見の有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較するため、公開プロポーザルを実施し、契約の相手方を決定する必要がある。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり